

# 第 1 5 5 2 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時	平成 2 9 年 7 月 1 9 日
自	1 3 時 3 0 分
至	1 6 時 5 5 分
場所	教育委員室

## I 議題の件名及び審議の結果

### －開 会－

### －公 開－

#### (承認事項)

第3号 平成30年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針について  
(教育指導課)

————— 以上原案のとおり承認

#### (報告事項)

第22号 県立学校等における育児又は介護のための早出遅出勤務制度の導入について(総務課・学校企画課)

第23号 公立学校施設の耐震化の状況について(教育施設課)

第24号 「島根県いじめ防止基本方針」の改定に向けた今後の進め方について(教育指導課)

第25号 島根県生徒指導審議会委員の異動について(教育指導課)

第26号 第2期島根県スポーツ推進計画について(保健体育課)

第27号 島根県立図書館協議会委員の委嘱について(社会教育課)

————— 以上原案のとおり了承

### －非公開－

#### (承認事項)

第4号 教職員の懲戒処分について(学校企画課)

————— 以上原案のとおり承認

#### (協議事項)

第4号 教育機関職員の懲戒処分について(総務課)

第5号 県立高等学校の入学定員について(学校企画課)

第6号 いじめ「重大事態」報告書について(教育指導課)

————— 以上資料に基づき協議

#### (報告事項)

第28号 水産練習船「神海丸」乗組員等の処遇改善に向けた人事委員会における取組状況について(総務課)

————— 以上原案のとおり了承

## Ⅱ 出席者及び欠席者

### 1 出席者【全員全議題出席】

鴨木教育長 広江委員 森委員 藤田委員 浦野委員 出雲委員

### 2 欠席者

なし

### 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

片寄教育監	全議題
松本教育次長	全議題
小仲参事	公開議題
野口参事	公開議題
村木教育センター所長	公開議題
仁科総務課長	全議題
内田総務課調整監	公開議題
井手教育施設課長	公開議題
門脇教育施設課管理監	公開議題
福間学校企画課長	公開議題、承認第4号、協議第5号
津森県立学校改革推進室長	公開議題、協議第5号
常松教育指導課長	公開議題、協議第6号
竹下教育指導課管理監	公開議題
村本子ども安全支援室長	公開議題、協議第6号
柿本教育指導課上席調整監	公開議題
佐藤特別支援教育課長	公開議題
佐藤保健体育課長	公開議題
秦健康づくり推進室長	公開議題
前田社会教育課長	公開議題
坂根人権同和教育課長	公開議題
丹羽野文化財課長	公開議題
広江文化財課管理監	公開議題
山根世界遺産室長	公開議題
吉本福利課長	公開議題（報告第24号まで）
山本教育センター教育企画部長	公開議題
堀学校企画課企画幹	承認第4号、協議第4号
笠柄学校企画課企画人事主事	承認第4号
吉岡学校企画課企画人事主事	協議第5号
野津学校企画課企画人事主事	協議第5号
高畑教育指導課調整監	協議第6号

### 4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

三浦総務課課長代理	全議題
児玉総務課人事法令グループリーダー	全議題
安食総務課企画員	全議題

### Ⅲ 審議、討論の内容

鳴木教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	0 件
	承認事項	1 件
	協議事項	0 件
	報告事項	6 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	0 件
	承認事項	1 件
	協議事項	3 件
	報告事項	1 件
	その他事項	0 件
署名委員	広江委員	

(承認事項)

第3号 平成30年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針について（教育指導課）

○常松教育指導課長 承認第3号平成30年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針についてお諮りする。

このことについては、5月29日及び6月12日の教育委員会会議において、基本方針（案）に関する協議を重ね、入学者選抜実施要綱検討委員会に諮ったうえで最終決定する旨の方針を決定していた。6月13日に開催された同検討委員会において、基本方針（案）が原案のとおり了承されたことから、教育長の臨時代理により決定した。よって、本日、報告し承認を求めるものである。

――原案のとおり承認

(報告事項)

第22号 県立学校等における育児又は介護のための早出遅出勤務制度の導入について（総務課・学校企画課）

○仁科総務課長 報告第22号県立学校等における育児又は介護のための早出遅出勤務制度の導入についてご報告する。

本件については、今年3月の教育委員会会議でお諮りしているため、はじめに3月の資料を確認させていただく。資料2の5ページをご覧ください。まず、1背景にあるとおり、育児又は介護のための早出遅出勤務は、職業生活と家庭生活の両立を支援するため育児・介護を行う職員から請求があった場合に、中段のイメージにあるように一日の勤務時間の長さは変えず、始業時間の繰り上げ、繰り下げができる制度である。2対応の表の中ほどにあるように、県立学校等については、現場への配慮から導入時期を8月とすることで議決いただいたところである。なお、資料には県立学校と表記しているが、3月の会議の際、口頭で県立学校のほかに図書館や青少年の家なども含むとご説明している。

本日は、8月から県立学校等へ導入する具体的な勤務時間の考え方について、その概要をご報告する。資料2の1ページをご覧ください。はじめに対象者についてである。対象となる所属は、県立学校、図書館、青少年の家、少年自然の家、古代出雲歴史博物館である。早出遅出勤務の請求にかかる要件は、既に4月から導入している本庁等の職員と同一のものとしている。

次に、資料2の2ページをご覧いただきたい。具体的な早出遅出勤務の時間設定についてである。県立学校については、業務の性質を踏まえ、教育職員と事務職員に分けている。教育職員は、原則、授業に影響しない範囲で早出遅出を認める。早出の場合は、終業時間を最終時限終了以降となるように、また、遅出の場合は、始業時間が1時限目開始までとなるように、15分単位で設定できる。この際、授業時間にかからない範囲での早出遅出であれば、教育長への協議は不要であるが、授業時間にかかる早出遅出勤務を公務の運営上支障がないと校長が判断した上で、認めようとする場合は、教育長への協議を求めるようにしている。事務職員は、本庁等と同様に早出遅出それぞれ30分、1時間の2パターンずつ選択できる。

続いて、図書館、古代出雲歴史博物館、少年自然の家、青少年の家についてである。これらの所属の勤務指定の現状について、資料2の4ページをご覧いただきたい。8時30分から17時15分の通常勤務がある一方、開館時間に合わせて所属長権限で遅番を設定している所属がある。例えば図書館では10時45分から19時30分といった遅番を設定している。これらの所属においては、育児等の理由があれば、通常勤務と遅番の勤務シフト管理に配慮しているところであるが、対象となる所属長ヒアリングの中で、遅番シフトを基にした早出遅出制度は、公務の運営に支障がでるとの懸念が聞かれた。資料2の2ページ、中段をご覧いただきたい。所属の実情等を踏まえ、図書館等の職員については、通常勤務のシフトに充てられた際に、本庁等と同様、それぞれ2パターンの早出遅出勤務から選択できるようにした。なお、これらの所属については、パターン以外の早出遅出勤務が必要となった際には教育長に協議の上、早出遅出の設定をできることとしている。

なお、現在、8月1日から展開ができるよう要領作成中である。また、小中学校の教職員については、服務監督者が市町村教育委員会であるため、県立学校への導入内容について適宜情報提供をしているところである。

○広江委員 非常によい制度である。早出遅出勤務の届出をする際、請求する期間に制限はあるか。

○仁科総務課長 1か月以上12か月以内の期間で請求できることとしている。なお、年度ごとに新たな請求が必要である。

○鴨木教育長 1日の勤務時間は本来の時間と変わらないため、年度をまたぐ申請があってもよほど問題がない限り認められると思うが、年度ごとに新たな請求を求めているのは、所属長の確認をとるという手続き上の趣旨であると考えます。

○森委員 早出遅出勤務を希望する教職員について、調査を実施しているか。

○仁科総務課長 現時点で活用している職員はいない。

○鴨木教育長 先行して導入されている所属では、活用している職員はいない。8月以降に対象となる所属の教職員に対するニーズ調査は行っているか。

○仁科総務課長 実施していない。

○鴨木教育長 細部を決定するにあたっては、事前に校長会などを通じて調整しており、現場の意向を踏まえた制度としている。制度をしっかりと周知することで、その必要が生じた教職員が制度を利用しようと思い、そしてそれを学校全体で支えることができるような理解を得ていくことが必要である。

――原案のとおり了承

### 第 23 号 公立学校施設の耐震化の状況について（教育施設課）

○井手教育施設課長 報告第 23 号公立学校施設の耐震化の状況についてご報告する。資料 3 の 1 ページをご覧ください。先般、文部科学省から公表された、公立学校施設の耐震改修状況のうち、県内の状況をまとめたものである。

まずは、学校施設の構造体の耐震化率についてである。(1)高等学校の表の中ほど C 耐震化率の欄をご覧ください。高等学校は、県全体で 99.7%である。県立高校は 100%、松江市立女子高校は 7 棟の内、6 棟が完了しており、85.7%である。残り 1 棟について今年度中に耐震化を完了する見込みと聞いている。(2)特別支援学校については 100%である。(3)公立小・中学校については 95.2%、対前年度 0.8 ポイントの増である。

資料 3 の 2 ページをご覧ください。各市町村別の状況を載せている。耐震性がない棟数が全体で 45 あるが、これらについて市町村に確認したところ、学校の統廃合計画が絡んでいるもの、あるいは中期財政計画等により計画的実施を図っていく方針であると聞いている。県としては、可能な限り早期に所要の対策が完了するよう積極的な対応を期待するとともに、今後とも必要に応じて助言などを行っていく。

続いて、屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策である。(1)高等学校については、吊り天井の落下防止対策は、実施率 100%で、対策は完了している。照明、バスケットゴールを含めた全体では 43.2%である。(2)特別支援学校も、吊り天井の対策は完了しているが、照明、バスケットゴール対策を含めた全体では 15.4%である。県立学校については、現在、これらの対策を実施中であり、なるべく早期の内に対策が完了するよう鋭意取り組んでいきたいと考えている。(3)公立小中学校については、吊り天井が 93.4%。照明、バスケットゴールを含めた全体では 61.6%である。対策が完了していない棟については、学校の統廃合計画が絡んでいるもの、中期財政計画等により計画的実施を図っていくもの、あるいは建物の改築工事に併せて実施していく方針であると聞いている。県としては、更に対策が進むよう、必要に応じて助言などを行っていく。

○浦野委員 資料3の2ページの市町村別耐震化の状況の表は、高校、特別支援学校、公立小中学校すべて含んだ数であるか。

○井手教育施設課長 この表は、公立小中学校のみの数である。

○鴨木教育長 県立学校については、非構造部材も含めて計画に沿って耐震化を進めており、そう遠くない時期に対策を完了する予定である。そのためには、必要な予算を確保していくことが大事である。

一方、市町村立学校については、学校設置者である市町村の様々な事情により、進度に差が出ているのが実態であるが、各市町村ともに小中学校の改築等に併せた実施、あるいは統廃合計画との整合性、中期財政計画等との整合性を図りながら計画的に実施していくとのことである。それぞれ市町村の事情があるが、耐震化の確保は急がれるので、県教委としては、できるだけ早期に各市町村において対応がなされるよう助言をしていきたい。

―――原案のとおり了承

#### 第24号 「島根県いじめ防止基本方針」の改定に向けた今後の進め方について (教育指導課)

○村本子ども安全支援室長 報告第24号「島根県いじめ防止基本方針」の改定に向けた今後の進め方についてご報告する。

資料4ページをご覧ください。まず、島根県いじめ防止基本方針策定の経緯であるが、いじめ防止対策推進法が平成25年6月に公布され、同年9月に施行された。次いで、国がいじめの防止等のための基本的な方針を同年10月に策定した。これを受け、平成26年4月に島根県いじめ防止基本方針を策定した。本年3月には、国が、いじめ防止等のための基本方針を一部改定し、さらに、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを新たに策定している。

県方針の改定の必要性についてであるが、県のいじめ防止基本方針は、国の示した基本方針を踏まえ島根県としていじめ防止に対する考えを示したもので、その策定から3年が経過している。また、国の基本方針の一部改定があったことから、このたび、県のいじめ防止基本方針の見直しを行うものである。

次に、改定のスケジュール(案)を記載している。本日の教育委員会会議において今後の改定作業の進め方について報告し、11月頃までに教育委員会の附属機関として設置している生徒指導審議会で、県の基本方針の改定案を検討する。12月頃には、この改定案を教育委員会会議に報告し、2月頃までに教育委員会会議で改定案を協議いただき、今年度中



に県の基本方針を改定する予定としている。なお、参考として、別冊資料を添付している。別冊資料1では、国のいじめの防止等のための基本的な方針の改定ポイントについて記述しており、また、4ページ以降には新旧対照表も添付している。別冊資料2では、国が新たに策定したいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの概要と本書を添付している。

○鴨木教育長 今後、島根県の基本方針の改定作業を行うにあたってのポイントは、国の改定内容をどの程度反映させるかである。今回の国の改定は、細部にまで踏み込んで、具体的な取扱を示すものとなっているが、それをそのまま県の基本方針に反映させるのがよいか、一方で現場である学校には学校としての教育活動があるので、学校現場の適切な判断の余地をどの程度確保するのか。そのあたりのバランスが、議論の焦点になる。非常に専門性の高い分野であるため、生徒指導審議会で十分議論していただき、その状況を改めて教育委員会会議に報告いただきながら、我々として判断していくことになろうかと考える。

別冊資料2は、重大事態の調査に関するガイドラインであるが、今回初めて国がこのガイドラインを策定した。これについても、仮に今後島根県内で重大事態が起きたときの対処の在り方について、国のガイドラインをどの程度反映させるのかについて、議論していくことになる。これも専門性の高い議論になるので、生徒指導審議会で議論していただいた上で、教育委員会会議に報告いただきたいと考えている。今後生徒審議会等で作業する上で参考になると思われるので、お気づきの点があればご意見をいただきたい。

○広江委員 国のいじめ重大事態の調査に関するガイドラインについて、重大事態の範囲の明確化を図るため事例が示されているが、この挙げられている事例は、一般的に明らかに重大事態である。この例示に該当しないから重大事態ではないと捉えることがないように、留意していただきたい。

○村本子ども安全支援室長 全国で起こっている様々ないじめ問題の中で、例示に挙げている内容であっても対応できていなかったことの反省が背景にある。委員のご意見のとおり、この例示に該当しなくても、重大事態の可能性のあるものについては、しっかりと対応していく必要があると考えている。

○藤田委員 国の基本方針について、「けんかやふざけ合いであっても背景にある事情の調査を行い、…いじめに該当するか否かを判断する」とあるが、特に低学年においては、その判断が非常に難しいと思う。これから、どのように学校へ周知していくことになるか。

○村本子ども安全支援室長 法律でいじめの定義がされており、これをしっかり周知していくという趣旨である。けんかやふざけ合いが軽微なものだという捉え方により、いじめが見逃されてきたという反省を踏まえ、けんかやふざけ合いであったとしても、それがいじめの様相を呈していれば、いじめであると認知をすることである。各学校に対しては、生徒指導担当者等の会合等に応じて、いじめの定義、いじめに該当する事例等について研修を行っているところである。

○藤田委員 定義は言葉で示されたものであり、そのあたりの度合いを学年ごとに分けて

示すなど、慎重に進めなければならないことではないか。子ども達がどのように受け止めているのか、本当にふざけあいなのか、いじめに通じているのかというところの見極めは、教員にとっても大変なことであると思う。子どもの純粋さが損なわれないよう進めていただきたい。

○村本子ども安全支援室長 子ども達の人間関係にある背景をしっかりと考慮しながら考えていくことになると思う。

○鴨木教育長 なかなか難しい問題である。法律は、いじめの定義について、児童生徒がいじめられているという感じ方をしている場合、その被害感情を重視し、被害感情に寄り添っていじめの対処をしていくという基本理念で成り立っているため、外形的にはふざけ合いのように見えていたとしても、一方の児童生徒に被害感情が生まれている場合には、積極的にいじめと認知することによって、円満な教育指導につなげていこうという理念がある。それを実際の現場で、特に小学校低学年、中学年の児童同士が共に育つ中で起こることを、単純に外形的に判断をして一律に縛ることになると、本来の教育の本質から言うと外れたことになりかねない心配がある。改定後の国の基本方針では、相当細かく記述されているが、それをそのままの形で島根県の基本方針として現場へ伝達していくことがよいのかという問題にもかかわるため、生徒指導審議会の意見も伺いたい。藤田委員のご懸念は、教育委員会事務局としても共有しているかと思うが、一方で法律をきちんと順守し、現場にも注意喚起をする、そのような我々の責務もあるので、どのようにバランスをとっていくのが課題だと考える。

○森委員 子ども達の間出来事を教員が見ていないこともある。また、いじめられた子もそこまでとは思っていない場合でも、これが尾を引く可能性もある。このあたりの気づきや、調査は担任の教員にかかる部分であるか。

○村本子ども安全支援室長 背景等を調査する方法についてであるが、定期的な教育相談や、よりよい学級づくりのためのアンケート調査等を実施しているところであり、その中の様々な情報をつなぎ合わせ、ひょっとしたらこのようなことが起きているかもしれないという情報を集め、さらに子ども達の指導にあたっていくというように、本人からの申し出以外で発見できる手法はいろいろと考えていく。

○森委員 そのアンケート調査で子ども達の意見に対しては、どのように対応しているか。担任だけでは対応できないのではないかと思うが、学校全体で対応しているのか。

○村本子ども安全支援室長 その点が今回の国の改定の一つのポイントである。担任がいじめの情報を得た際、自分の学級であるから、学級の中で何とか対応しようということではなく、必ず情報を共有することが大事であるとされている。チーム学校として、いじめに対応し、一人で抱え込まないよう指導もしており、啓発もしている。

○出雲委員 いじめ防止は学校だけの問題ではなく、家庭や地域、社会全体で取組をしていかなければならない。このような基本方針は、社会、地域、家庭へ向けて周知することも必要ではないかと思うので、取組をお願いしたい。

○鴨木教育長 県の基本方針も県民のみなさんによく知っていただく必要があるが、今後県の基本方針の改定を受けて、必要に応じてそれぞれの学校の方針も改定を検討される。学校の改定作業の過程を、地域の方々、保護者の方々に見ていただきながら進めることにより、より地域や保護者の理解を促進することも可能になると思われる。いずれにしても、学校だけで閉じた自己完結的な対応であっては、いじめの防止についても適切な対処を行いにくくなってきており、学校、家庭、地域の連携はあらゆる場面において必要になってきている。

―――原案のとおり了承

#### **第 25 号 島根県生徒指導審議会委員の異動について（教育指導課）**

○村本子ども安全支援室長 報告第 25 号島根県生徒指導審議会委員の異動についてご報告する。

資料 5 の 1 ページをご覧ください。このたび、1 名の異動があった。氏名は、横山康二委員で、任期は前委員の残任期間である平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日としている。審議会の委員名簿については、資料 5 の 2 ページに掲載しているので、ご覧ください。

―――原案のとおり了承

#### **第 26 号 第 2 期島根県スポーツ推進計画について（保健体育課）**

○佐藤保健体育課長 報告第 26 号第 2 期島根県スポーツ推進計画についてご報告する。

現行のスポーツ推進計画は、平成 24 年度に策定され、計画期間が 5 年間であることから、現在、新たな計画の策定作業を進めている。最終的には、教育委員会会議で議決いただく事項であるが、今日はこれまでの検討の途中経過及び今後のスケジュールについて、ご報告する。

資料 6 の 1 ページをご覧ください。計画の位置づけにあるように、国の第 2 期スポーツ基本計画を参酌するとともに、島根総合発展計画及び島根教育ビジョン 21 との整合性を図りながら、策定作業を進めている。また、スポーツの推進に関する重要

事項を調査審議いただく島根県スポーツ推進審議会の意見も聞きながら検討を進めており、これまで5回にわたって審議会を開催して検討を進めてきたところである。別冊資料として添付したスポーツ推進計画素案は、5月30日に開催された審議会で基本了解されたものである。表紙に記載のとおり、部活動の在り方検討会における合意形成の状況を踏まえ、加筆修正することとしている。したがって、このスポーツ推進計画の内容については、パブリックコメントを実施する直前に、改めて教育委員会会議でご説明する。部活動に関しては、計画の第2章の学校体育の充実の項に記述してあるが、新聞等でもたびたび取り上げられるなど、時の話題であるため、もう少し掘り下げてしっかり方向性を出していくことが求められると考え、別途在り方検討会を設け、部活動の改善の方向性や運営体制、望ましい指導の在り方について調査検討することとした。

資料6の3ページをご覧ください。部活動の在り方検討会の設置目的は二つある。まず1点目は、生徒にとっての課題と教員にとっての課題である。昨今、部活動については、教員の多忙解消から問題点がクローズアップされているが、生徒にとっての課題も過度な練習による授業への支障や、燃え尽き症候群などの面が懸念されるため、この双方の課題解決に向けて合意形成を図る。もう一点は、島根県版のガイドラインの策定に向けて関係者の合意を図るというものである。現行のガイドラインは、平成14年3月に学校の週五日制導入時に定められたものが、現在の部活動の在り方としてガイドラインとなっている。関係者の合意形成といっても、事柄は複雑にからみ合っており、簡単にはたどり着けないと思われるが、ガイドラインであるため、「お互いここまでは守りましょう」という規範性のあるものを導き出したいと思っている。国は、今年度から部活動指導員を学校職員として位置づける省令を公布した。その身分や任用、職務、勤務形態、報酬、服務など、自治体において整備しなければならない事項は多い。島根県では、すでに地域の指導者を学校へ派遣する事業を文化系、運動系それぞれ行っており、その制度との関係も整理する必要がある。

次に、部活動在り方検討会のスケジュールであるが、国は7月に総合的な実態調査を行うこととしており、各都道府県に対して規模にかかわらず、公立中学校9校、公立高等学校6校が抽出され、国から直接調査票が発送、回収される。ちなみに、私立学校については、全国で中学校34校と高等学校107校が抽出されると聞いている。

続いて、在り方検討会のメンバーについて、資料6の4ページをご覧ください。各校種ごとに代表の方を選出願い、また市町村教育委員会からも1名参画いただき、さらに学識経験者として島根県立大学の岸本先生にも参画いただくこととなった。事務局は、運動部活動のみならず吹奏楽など文化系部活動も対象とすることから社会教育課、そして教員の身分等の関係もあるため学校企画課や教育指導課とも連携してあたることとしている。

資料6の3ページをご覧ください。初回の会合は8月4日に開催する。検討を

進めるためには、島根県の部活動の実情など基礎的な情報が必要であるため、国の調査項目も参考にしながら、県独自の調査項目も加え、まずは県版実態調査を進めたいと考えている。初回の話し合いの項目としては、調査項目、生徒、教員、保護者といった調査対象、そして学校数などの調査密度、この三つを考えている。なお、検討会について、資料では3回開催としているが、委員全員の出席を依頼する場面以外で、例えば、中学校は中学校関係者、高校は高校関係者の意見を丁寧に伺う場を持ちながら十分議論を深めていく進め方が必要だと考えている。その上で、一定程度の方向性が見えてきたら、委員全員に出席いただく全体会で合意形成のための話し合いをしていく予定である。部活動の在り方検討の目途であるが、休養日の設定など医科学的見地からの検討、国の専門的な分析結果を待つ必要があるものもあり、国のガイドラインの策定目途が今年度末であることから、島根県の部活動の在り方検討会のまとめを年度内に完結することは若干窮屈な状況にあるが、精いっぱい進めていきたい。

資料6の2ページをご覧ください。この後の手順であるが、在り方検討会での合意形成の後、スポーツ推進審議会で検討、了承いただいた後に、教育委員会会議に計画案を報告し、パブリックコメントを実施する。最終的にはこの教育委員会会議において議決いただく予定である。スポーツ推進計画については、しばらく部活動の在り方の検討に場を移し、一定程度合意形成ができた段階で、スポーツ推進計画案に反映させ、教育委員会会議に報告する、そういった手順で進めていく。

○広江委員 最初に、島根県スポーツ推進計画と、部活動の在り方についての関係性について伺いたい。部活動には、運動部も文化部もある中で、在り方を検討されるのだと思う。これは、スポーツ推進計画の中に含まれるのか、もしくは独立したものとなるのか。

○佐藤保健体育課長 部活動の在り方検討が終わった後、中体連、高体連関係者に対して規範性のあるガイドラインを策定する。また、部活動の在り方検討会で検討いただいた内容は、スポーツ推進計画へも反映する予定である。したがって、第2期スポーツ推進計画と、部活動の在り方に関するガイドラインと、それぞれ作成する考えである。

○広江委員 検討会を立ち上げて調査を実施されるということで、非常によいことであると思う。部活動を行う児童生徒、教員や外部指導者、保護者などから広く意見を聞き、関係者の合意を得てガイドラインを作成していただきたい。

○森委員 文化部においても、教職員や生徒の負担感が生じている部があるのか。

○佐藤保健体育課長 吹奏楽部などでそのような話を聞いているが、今後きちんと調査を行う必要があると考えている。

○森委員 確かに吹奏楽部は大会などで県外へ出かけることもある。吹奏楽部の顧問は、吹奏楽の専門の教員が多いか。

○常松教育指導課長 高校においては、大規模校の吹奏楽部は、音楽教員または吹奏

楽経験者が担当しており、非常に専門性の高い指導をしている。

○鴨木教育長 スポーツ推進計画の作業の途上で、一旦、部活動の在り方検討会に議論の場を移して、そこでしっかり議論をしていただくことになるが、この部活動の在り方検討会は合意形成を図る場である。ある意味で言うと、ネゴシエーションそのものの場として、しっかり議論していただこうと思っている。部活動の在り方について望ましい姿を見つけ出し、中学校、高校それぞれの部活動の現場で尊重してもらえるような規範性のあるものにしていくため、この在り方検討会の中で十分に関係者の合意が図られるよう議論いただきたいと思っている。折々、この教育委員会会議にも経過報告させていただき、またご意見をいただくこともあろうかと思う。

○浦野委員 2020年のオリンピックなどで、スポーツクライミングなど新しい競技が採用される。このような新しい競技に関して、スポーツ推進計画の中で取扱う予定はあるか。7人制ラグビー、フットサル、競技ダンスなど、いろいろな種目が注目されていると思う。

○鴨木教育長 学校体育の部活動だけではなく社会体育なども含めて、新たな競技に対する何らかの方向性が、次期スポーツ推進計画の中に記述されていくのであろうかという趣旨のご質問だと思うが、いかがか。

○佐藤保健体育課長 現時点では、具体の競技に関することについては、記載していない状況である。今日お示ししたのは、素案であるため、いろいろなご意見をいただきながら深めていきたい。

――原案のとおり了承

## 第27号 島根県立図書館協議会委員の委嘱について（社会教育課）

○前田社会教育課長 報告第27号島根県立図書館協議会委員の委嘱についてご報告する。

資料7の1ページをご覧いただきたい。島根県立図書館長の諮問に応じるとともに、図書館サービスについての意見を述べていただき、県立図書館協議会の委員の任期満了に伴い、図書館法及び島根県立図書館条例の規定に基づき委嘱を行った。任期は、平成29年6月19日から平成31年6月18日までである。

条例の規定では、定数は10人以内、任期は2年となっているほか、学校教育、社会教育、家庭教育、学識経験という四つの区分から任命することとなっており、この区分ごとに委嘱を行った。

資料7の2ページをご覧いただきたい。学校教育関係の3名は、いずれも委員の推

薦をいただいている団体から推薦のあった方に委嘱した。社会教育関係の2名のうち、島根県連合婦人会から推薦のあった野々内委員は継続である。錦織委員は、県内公共図書館の館長の中からお願いしているポストであり、直前は浜田、その前は松江であったことなどから、地域バランス等も考慮し、このたびは大田市中央図書館の館長にお願いしたところである。家庭教育関係の1名は、以前から公募委員としている。今回は、4月3日から5月12日までの期間に募集を行い、1名の応募があり、面接、選考委員会を経て村上委員に決定した。学識経験者の4名のうち、田江委員と石井委員は、継続である。似内委員は、委員の推薦をいただいている山陰中央新報社からの推薦を受け委嘱した。教育行政の扇谷委員は、県内市町村教育委員会教育長の中からお願いしているポストであり、来年の7月に予定されている西ノ島町立図書館の新規開設に向けて、現在ご尽力されているという立場と、地域バランス等を考慮し、このたびは西ノ島町教育委員会の教育長にお願いしたところである。

以上10名の委員の内訳は、継続4名、新規6名、男性6名、女性4名、出雲地区8名、石見地区1名、隠岐地区1名である。

――原案のとおり了承

**鴨木教育長 非公開宣言**

―非公開―

(承認事項)

**第4号 教職員の懲戒処分について(学校企画課)**

――原案のとおり承認

(協議事項)

**第4号 教育機関職員の懲戒処分について(総務課)**

――資料に基づき協議

第5号 県立高等学校の入学定員について（学校企画課）

――資料に基づき協議

第6号 いじめ「重大事態」報告書について（教育指導課）

――資料に基づき協議

（報告事項）

第28号 水産練習船「神海丸」乗組員等の処遇改善に向けた人事委員会における  
取組状況について（総務課）

――原案のとおり了承

鴨木教育長 閉会宣言 16時55分